

沖繩鉄軌道市町村会議 設置要綱

（目的及び設置）

第１条 沖繩県が実施する沖繩鉄軌道計画案策定に向けた取り組みにおいて、市町村との情報共有を図ることを目的に、意見交換の場として、沖繩鉄軌道市町村会議（以下、「市町村会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条 市町村会議は、次の各号に掲げる事項について、意見交換を行う。

- （１） 沖繩鉄軌道計画検討委員会及び沖繩鉄軌道技術検討委員会において審議した事項
- （２） その他、沖繩鉄軌道プロセス運営委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条 市町村会議は、沖繩本島内に所在する市町村及び沖繩県で組織する。

２ 市町村会議の参加者は、各市町村担当課長及び沖繩県企画部交通政策課員とする。

３ 第２項に定める者とは別に、各市町村１名を随行者として参加させることができる。

４ 市町村会議は、別表に定める沖繩本島北部、中部、南部の各圏域別に開催することができる。

（事務局）

第４条 市町村会議の事務局は、沖繩県企画部交通政策課に置く。

２ 事務局は、会議を進行し、意見交換の結果を、沖繩鉄軌道計画検討委員会及び沖繩鉄軌道技術検討委員会に報告する。

（情報公開）

第５条 会議は、原則として公開する。ただし、個人情報や企業等機密事項等、公開に適さない情報を取り扱う場合は、事務局の判断に基づき、市町村会議及び記録を非公開とすることができる。

（設置期間）

第６条 市町村会議の設置期間は、沖繩鉄軌道計画案を策定したときまでとする。

（その他）

第７条 この要綱に定めのない事項は、事務局が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成２７年４月２３日から施行する。

別表（第3条関係）

圏域	市町村
北部	名護市、本部町、金武町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、 宜野座村、恩納村
中部	沖縄市、宜野湾市、うるま市、嘉手納町、北谷町、西原町、読谷村、 北中城村、中城村
南部	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、南風原町、八重瀬町、 与那原町